

# 琉球大学学術リポジトリ

## 日米関係（沖縄返還） 53

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43851">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43851</a>

太平大臣訪米資料（昭三七、九）

(大臣・ラスク会談資料)

1-(1) 沖縄問題

37.9.1  
北 亜

A 米国の沖縄新政策骨子

1. 大統領声明要旨
2. 行政命令改正点

1. 大統領声明要旨

(1)統治の継続の必要性を再確認し、(2)施政改善のための新しい措置を示し、(3)行政命令の今回の改正点を明らかにしている。

第1の点については、行政命令の改正はさきのケイセン調査団がその調査にもとづいて行なつた勧告の結果であること、また、同調査団の報告は、米国が沖縄の施政を続け基地を保持することは日本から東南アジアにかけての自由世界防衛のため必要であると強調していること、および沖縄住民が自己の問題処理に当つて、より自由な権限をもちたいとする希望を十分に検討していること、さらに、

- 1 -

同胞である沖縄住民と、現在よりも一層密接な関係を保ちたいとする日本本土国民の希望をも考慮すべきであるとしていることを明らかにしている。また、沖縄は日本本土の一部であり、完全に日本の主権下へ復帰することを許される日を待望していること、そのときまで、米国の責任を従来よりも効果的に果たすこと、さらに日本に復帰する場合の困難を最も少なくするためにいくつかの措置をとるよう指令したことを明らかにしている。

第2の施政改善のためとるべき措置については、

- (1) プライス法により定められた米国の沖縄に対する援助費年額600万ドルの枠を必要な程度まで引き上げる法案を議会に要請すること。
- (2) 米軍および琉球政府が雇用している沖縄人給与水準、ならびに公衆衛生、教育および福祉の水準を、数年後には、日本本土に

- 2 -

おける相当地域のそれにまで引き上げるための施策を進めること。

(イ) 経済開発に必要な借款資金を今後着実に増加させるための手続を議会に対し要請すること。

(ウ) 昨年池田首相とワシントンにおいて討議したとおり、住民の安寧と福祉および経済開発を増進するための援助供与について、日本との協力関係実施に関する明確な取り決めを作成するため、日本政府と討議を開始すること。

(エ) 施政権者として必ずしも保留しておく必要のない行政機能を、今後いついかなる状況のもとで、今まで以上に琉球政府に委譲することができるかを洗め削ため、行政機能について継続的な検討を行なうこと。

(オ) 沖縄に在る米国軍事施設または、沖縄自体の安全を維持するために必ずしも必要としないすべての統制を撤廃するため、住民

の個人的自由を不必要に制限していると考えられる諸統制について継続的な検討を行なうこと。

を明らかにしている。

第3の点、すなわち行政命令の改正点については、次の6つを列挙している。

(ア) 立法院が琉球政府の行政主席を指名することを定める。

(ハ) 高等弁務官の拒否権について、その限定された目的を強調するため書き改める。

(イ) 立法院議員の任期を2年から3年に延長する。

(ウ) 立法院が選挙区の数と区域を変更することを認める。

(エ) 民政官は文民でなければならないことを定める。

(オ) 沖縄におけるある種の米国人に対する刑事裁判権についての規定に若干の技術的変更を加える。

以上が大統領声明の要点である。

## 2 行政命令改正点

- (1) 第4節に(b)項を新たに追加し、高等弁務官の下に、國務、國防両長官の協議の上、大統領の承認をえて國防長官によつて任命される文民たる民政官を置くことを明らかにした。  
(従前は民政官は事実上軍人が任命されており、かつその任命について明文規定がなかつた。)
- (2) 第6節の(a)項により、立法院議員の任期を2年より3年に延長した上、同節に(b)項を追加し、立法院は高等弁務官の承認を得た立法をもつて、現在よりの選挙区の数並びにその区域を変更することを得ることとした。
- (3) 第8節に(b)項を追加し、立法院が琉球政府の行政主席を指名できることとした。  
(但し任命権者は従前通り高等弁務官とし、且つ立法院が適當な主席指名を行なわないかあるいは高等弁務官が必要と認めるときは自ら任命できることとされている。)

- (4) 第9節の一部修正により、行政主席が承認しなかつた法律案で、立法院が三分の二の多数でこれを再議決したものはそのまま法律となることとした。  
(従前は、この場合は高等弁務官が承認、不承認の裁決をすることとなっていた。)
- (5) 第11節に(b)項を追加し、高等弁務官がその与えられた法令公布権、拒否権、罷免権、行刑上の特権等を行使するに当つては住民の権利を尊重し、且つ行政命令所定の原則を遵守すべき旨を特記した。  
(備考、なお裁判管轄権の規定の字句に関し、若干の技術的修正がある。)

### 大統領声明（1962.3.19）

本日、私は、琉球諸島の施政について定めた  
1957年6月5日付の行政命令第10713  
号の改正に署名した。この行政命令の改正と以  
下に掲げる諸措置は、琉球諸島の現状と同地域  
で実施されている米国の政策および計画を調査  
するため昨年任命された各省調査團の勧告の結  
果である。

調査團の作業は、米国が琉球諸島の軍事基地  
に重要性を認めていることを強調している。これ  
らの基地に展開されている兵力は、極東の平  
和に対する脅威にかんがみ、われわれの阻止力  
を維持するうえで最も重要なものである。琉球  
諸島の米国基地は、日本から東南アジアへかけて  
大きな弓形になつて横たわる同盟諸国に対し、  
一たん事あるときは、米国は援助に赴く意思も  
能力もあるのだということを保証するのに役立  
つてゐる。

調査團の報告は、米国の施政を続けることが

- 7 -

軍事上絶対に必要であることと琉球住民の希望、  
すなわち日本国民であることを認められ、日本  
でならば享受できる経済および社会福祉の利益  
を受け、また、自分自身の問題を処理するに当  
つて今までよりも大きい発言権を持ちたいとい  
う希望とを、いかに調和させるかの問題を詳細  
に検討しているものである。この報告は、また、  
琉球の同胞と密接な関係を保ちたいという日本  
国民の希望をも同じく考慮している。

私は、琉球が日本本土の一部であることを認  
めるもので、自由世界の安全保障上の考慮が、  
沖縄が完全に日本の主権の下へ復帰することを  
許す日を待望している。それまでの間は、すべ  
ての関係者が寛容と相互理解の精神で対処しな  
ければならない事態にある。私は、米国がこの  
精神を表明し、琉球住民に対する米国の責任を  
今までよりも効果的に果し、さらに、琉球諸島  
が日本の施政下に復帰することになる場合の困  
難を最も少くするため、いくつかの特定の措置

- 8 -

をとるより指令した。これらの措置は、次のとおりである。

1. 琉球諸島に対する援助を6百万ドル以内にしている現在の制限を撤廃するためプライス法（公法86-629）を改正するよう議会に要請する。
2. 米軍および琉球政府が雇用している琉球人に対する給与の水準ならびに公衆衛生、教育および福祉の水準を、数年後には日本本土の相当する地域での水準に達するよう引き上げるため、琉球における新しい計画を支持する案を議会に提出する準備を行なう。
3. 琉球の経済開発のための借款資金を今後年々着実に増加させるための提案を議会に提出する準備を行なう。
4. 昨年の池田総理大臣のワシントン訪問に際し同総理大臣と私が面識したとおり、琉球住民の安寧と福祉および琉球の経済開発を進めるための援助供与について、米国と日本との協力関係実施に関する明確な取り決めを作

- 9 -

成するため日本政府と討議を開始する。

5. 施政権者としての米国が必ずしも保留しておく必要のない行政機能を、何時、いかなる状況の下で今まで以上に琉球政府に委譲することができるかを決定するため、琉球諸島の行政機能について継続的な検討を行なう。
6. 琉球にある米国の軍事施設または琉球諸島自体の安全保障維持のために必ずしも必要なすべての統制を撤廃するため、琉球住民の個人的自由を不必要に制限していると考えられる諸統制について継続的な検討を行なう。  
行政命令第10713号の改正は、次の諸目的実現のためのものである。
  1. 立法院が琉球政府の行政主席を指名することを定める。
  2. 高等弁務官の拒否権について、その限定された目的を強調するため書き改める。
  3. 立法院議員の任期を2年から3年に延長する。

- 10 -

4. 立法院が選挙区の数と区域を変更することを認める。
5. 民政官は文民でなければならぬことを定める。
6. 琉球におけるある種の米国人に対する刑事裁判権についての規定に若干の技術的変更を加える。

I have today signed Executive Order Blank, amending Executive Order 10713 dated June 5, 1957, providing for the administration of the Ryukyu Islands. The amendments to the Executive Order, as well as a number of other measures set forth below, are the result of recommendations of the interdepartmental task force appointed last year to investigate current conditions in the Ryukyu Islands and the United States policies and programs in force there.

The work of the task force underlines the importance the United States attaches to its military bases in the Ryukyu Islands. The armed strength deployed at these bases is of the greatest importance in maintaining our deterrent power in the face of threats to the peace in the Far East. Our bases in the Ryukyu Islands help us assure our allies in the great arc from Japan through Southeast Asia not only of our willingness but also of our ability to come to their assistance in case of need.

The report of the task force examines in detail the problem of reconciling the military imperative for continued United States administration with the desires of the Ryukyuan people to assert their identity as Japanese and obtain the economic and social welfare benefits available in Japan, and to have a greater voice in the management of their own affairs. The report has also

considered

considered in the same context the desire of the Japanese people to maintain close contact with their countrymen in the Ryukyus.

I recognize the Ryukyus to be a part of the Japanese homeland and look forward to the day when the security interests of the Free World will permit their restoration to full Japanese sovereignty. In the meantime we face a situation which must be met in a spirit of forbearance and mutual understanding by all concerned. I have directed that a number of specific actions be taken to give expression to this spirit by the United States, to discharge more effectively our responsibilities toward the people of the Ryukyus, and to minimize the stresses that will accompany the anticipated eventual restoration of the Ryukyu Islands to Japanese administration. These actions consist of:

1. Asking the Congress to amend the Price Act (PL 86-629) to remove the present \$6 million ceiling on assistance to the Ryukyu Islands.
2. Preparing for submission to the Congress plans for the support of new programs in the Ryukyus to raise the levels of compensation for Ryukyuan employees of the U.S. forces and the Government of the Ryukyu Islands and the levels of public health, educational and welfare services so that over a period of years they reach those obtaining in comparable areas in Japan.

3. Preparing proposals for the Congress to provide over future years a steady increase in loan funds available for the development of the Ryukyuan economy.

4. Entering into discussions with the Government of Japan with a view to working out precise arrangements to implement a cooperative relationship between the United States and Japan in providing assistance to promote the welfare and well-being of the inhabitants of the Ryukyu Islands and their economic development, as discussed between Prime Minister Ikeda and myself during his visit to Washington last year.

5. Carrying on a continuous review of governmental functions in the Ryukyu Islands to determine when and under what circumstances additional functions that need not be reserved to the United States as administering authority can be delegated to the Government of the Ryukyu Islands.

6. Carrying on a continuous reviews of such controls as may be thought to limit unnecessarily the private freedoms of inhabitants of the Ryukyu Islands with a view to eliminating all controls which are not essential to the maintenance of the security of the United States military installations in the Ryukyus or of the islands themselves.

The amendments to Executive Order 10713 are designed to accomplish the following purposes:

1. Provide for nomination of the Chief Executive of the Government of the Ryukyu Islands by the legislature.
2. Restate the veto power of the High Commissioner to emphasize its restricted purposes.
3. Lengthen the term of the legislature from two to three years.
4. Permit the legislature to alter the number and boundaries of election districts.
5. Provide that the civil administrator shall be a civilian.
6. Make certain technical changes in the provisions for criminal jurisdiction over certain Americans in the Ryukyus.

大統領行政命令(1957年6月5日付、第10713号)に関する今回の改正要点は次のとおりである。

- (1) 第4節に(b)項を新たに追加し、高等弁務官の下に、國務、国防両長官の協議の上、大統領の承認をえて国防長官によつて任命される文民たる民政官を置くことを明らかにした。  
(従前は民政官は軍人より任命され、かつその任命に明文規定はなかつた)
- (2) 第6節の(a)項により、立法協議員の任期を2年より3年に延長した上、同節に(b)項を追加し、立法院は高等弁務官の承認を得た立法をもつて、現在29の選挙区の数並びにその区域を変更することを得ることとした。
- (3) 第8節に(b)項を追加し、立法院が琉球政府の行政主席を指名できることとした。  
(但し任命権者は従前通り高等弁務官とし、且つ立法院が適當な主席指名を行なわないかあるいは高等弁務官が必要と認めるときは自

ら任命できる。)

(4) 第9節の一部修正により、行政主席が承認しなかつた法律案で、立法院が三分の二の多数でこれを再議決したものはそのまま法律となることとした。

(従前はこの場合は高等弁務官が承認、不承認の裁決をなすこととなつていた。)

(5) 第11節に尚項を追加し、高等弁務官がその与えられた法令公布権、拒否権、罷免権、行刑上の特権等を行使するに当つては住民の権利を尊重し、且つ行政命令所定の原則を遵守すべき旨を特記した。

(備考、なお裁判管轄権の規定の字句に關し、若干の技術的な修正がある。)

沖縄問題に関する米国大統領  
声明についての官房長官談話  
(昭和37年3月20日)

今回のケネディ米国大統領の声明は、昨年の池田・ケネディ会談を始め、政府がかねてよりあらゆる機会を通じて、沖縄における自治の拡大、民生福祉の向上について米国の配慮を要望し、わが方としてもこのために経済援助の供与その他あらゆる努力を払うべきことを伝えてきたのに対して、大統領が自ら真剣な考慮を払い、事態改善のために大巾の施策を探るべきことを表明したものであり、政府は、これを深く多とするものである。

政府が国民とともに、沖縄施政権の返還を強く要望するものであることはもとよりである。政府は今回の大統領声明が、沖縄同胞が日本国民であり、沖縄が日本本土の一部であることを率直に認め、沖縄がやがてわが國の完全なる主権の下に復帰する日に備えて、日本と密接に努力して沖縄問題に対処するとの米国の意図を明

らかにしたこと歓迎する。

大統領声明に述べられた諸措置は、従来沖縄をめぐつて提起された問題のすべてについて最終的な解決を示したとはいえないが、かねてよりのわが万諸提案の精神にそるものであり、重要な進歩の基礎をなすものである。また、声明に含まれた民生福祉、経済援助を含む各般の問題についての日米間の取締を作成するための討議は、双方の準備が完了次第近く始められることとなろう。

政府としては、今後も沖縄に関する各般の問題について米国政府と十分な協議を遂げ、わが方の要望ができるだけすみやかに実現するよう努力いたしたい。

- 19 -

Embargoed until  
6:00 a.m. (J.S.T.),  
20 March, 1962

Statement by Secretary-General of  
the Cabinet regarding the Announcement  
of the U.S. President on Okinawan Problem

The Japanese Government is deeply gratified with President Kennedy's message concerning Okinawa announced today. It responds to the Ikeda-Kennedy talk of last year and to the desires expressed by the Government on many occasions for the enlargement of self-government and enhancement of the public welfare of the people of Okinawa, and also to the intentions which we on our part have expressed to the United States to exert for this purpose every possible effort, including provisions for economic assistance. The message shows the serious personal attention the President has given to this matter and expresses his intention to take extensive measures to improve the situation in Okinawa.

The Government and people of Japan strongly desire the restoration of administrative authority over Okinawa. The Japanese Government welcomes the message which frankly recognizes the fact that the people of Okinawa are Japanese nationals and that the Ryukyu Islands are a part of the Japanese homeland and makes clear the American intention to work in close cooperation with Japan on Okinawan matters in preparation for the day when the Islands will eventually be returned to Japan's full sovereignty.

- 20 -

The

The measures mentioned in the President's message cannot be said to provide a complete solution to all the problems which have arisen in connection with Okinawa, but they are in line with the spirit of the Japanese proposals and provide the basis for significant progress. As regards the proposed agreement to be made between Japan and the United States on various problems, including public welfare and economic assistance, discussions will be commenced shortly when preparations have been completed on both sides.

The Japanese Government will continue to carry on full consultations with the United States Government on all matters relating to Okinawa and will make efforts toward the early fulfilment of our desires.

沖縄、小笠原問題に関する日米  
首脳者共同声明（抜萃）

岸總理、アイゼンハワー大統領共同声明

（略）（昭和32（1957）6.22）

The Prime Minister emphasized the strong desire of the Japanese people for the return of administrative control over the Ryukyu and Bonin Islands to Japan. The President reaffirmed the United States position that Japan possesses residual sovereignty over these islands. He pointed out, however, that so long as the conditions of threat and tension exist in the Far East the United States will find it necessary to continue the present status. He stated that the United States will continue its policy of improving the welfare and well-being of the inhabitants of the islands and of promoting their economic and cultural advancement.

(仮訳)

(略)

総理大臣は、琉球及び小笠原諸島に対する施政権の日本への返還についての日本国民の強い希望を強調した。大統領は、日本がこれらの諸島に対する潜在的主権を有するという合衆国の立場を再確認した。しかしながら、大統領は、脅威と緊張の状態が極東に存在する限り、合衆国はその現在の状態を維持する必要を認めるであろうところを指摘した。大統領は、合衆国が、これらの諸島の住民の福祉を増進し、かつ、その経済的及び文化的向上を促進する政策を継続する旨を述べた。

(略)

- 23 -

藤山外相、ダレス長官第1回  
会談に関する新聞発表

(昭和33.(1957)9.11)

With respect to the Ryukyu Islands, Foreign Minister.

Fujiyama welcomed the current discussions taking place between the United States authorities and Ryukyuan representatives looking toward a satisfactory resolution of the land problem. Secretary Dulles expressed his understanding of this Japanese interest in the Ryukyus and it was agreed that on Ryukyuan matters the two governments would continue to exchange views through diplomatic channels.

The Foreign Minister also touched upon specific issues among which was include the Japanese desire for compensation of former inhabitants of the Bonin Islands who are unable to return to their former homes. The Secretary assured Mr. Fujiyama that the United States was sympathetically aware of the problem and is studying it carefully in the hope of achieving a reasonable solution.

- 24 -

(仮訳)

(略)

琉球諸島に關し藤山外務大臣は、土地問題の満足な解決のため、現在米国政府当局と琉球代表との間で行なわれている討議を歓迎した。ダレス長官は、琉球に対する日本の利益に関する理解を表明し、琉球問題について両国政府が引き続々外交チャネルを通じ意見の交換を行なうことに意見の一一致をみた。

藤山外務大臣は、また帰属でない小笠原諸島の前住民の補償に対する日本側の要望を含め、具体的な懸案についてもふれた。ダレス長官は、藤山外務大臣に対し、米国は、上記補償問題については同情的であり、妥当な解決に到達するよう慎重に研究中である旨保証した。

- 25 -

小坂外相、ハーティー長官共同  
新聞発表

(昭和35(1960)9.1.2)

(略)

Matters of mutual interest concerning the Ryukyu Islands were also discussed.

(略)

(仮訳)

(略)

琉球諸島に關する相互利益の諸問題についてもまた討議された。

(略)

- 26 -

池田総理、ケネディー大統領  
共同声明 (昭和36(1961)6.22)

(略)

The President and the Prime Minister exchanged views on matters relating to the Ryukyu and Bonin Islands, which are under United States administration but in which Japan retains residual sovereignty. The President affirmed that the United States would make further efforts to enhance the welfare and well-being of the inhabitants of the Ryukyus and welcomed Japanese cooperation in these efforts; the Prime Minister affirmed that Japan would continue to cooperate with the United States to this end.

(仮訳)

(略)

大統領と総理大臣は、米国の施政下にあるが同時に日本が潜在主権を保有する琉球及び小笠原諸島に関連する諸事項に関し意見を交換した。大統領は、米国が琉球住民の安寧と福祉を増進するために一層努力をはらう旨確言し、さらに、この努力に対する日本の協力を歓迎する旨述べた。総理大臣は、日本がこの目的のため、米国と引き続き協力する旨確言した。

B 日本および米国の対沖縄援助額(単位千ドル)

(米国援助資料の出所 : Civil Administration of the Ryukyu Islands, 1961, No.1, The High Commissioner of the Ryukyu Islands)

年 度 (1)	日本援助 (3)(3)	米 国 援 助 (4)(5)		
		合 計	対琉球経済 援助費 (6)	個別事業による援助 (7)
1947	-	9,260	9,260	
1948	-	13,949	13,949	
1949	-	24,856	24,856	
1950	-	49,581	49,581	
1951	-	36,745	36,745	
1952	-	13,257	13,257	
1953	-	9,220	9,220	
1954	-	1,741	1,741	
1955	-	1,904	1,904	
1956	-	1,678	1,678	
1957	-	3,413	1,025	2,388
1958	-	2,736	1,111	1,625
1959	1,25	3,190	2,443	747

1960	225	4,950	3,985	965
1961	1,386	6,572	4,574	1,998
1962	2,781	5,108	5,000	108
1963	(3)	(12,000)	(12,000)	
(1) 1947-				
1962合計	4,517	188,160	180,329	7,831
1959-				
1962合計	4,517	19,820	16,002	3,818

注 I (1) 日本については、日本の会計年度（その年の4月から翌年3月まで）、米国については、米国の会計年度（前年の7月からその年の6月まで）による。

(2) 補助金交付による南方同胞援護会を通じた援助を含む。

(3) 日本は、1958年度以前においても、1952年以降毎年沖縄学生50名の本土大学受入れ（國費留学生）及び琉球教職員の本土研修（50名）等小規模の技術援助を行なつた。

(4) 米国援助から、沖縄民政のための一般行政費は除いた。

(5) 米側援助としては、このほかに、米国政府の在沖縄企業から生じた収入があり大部分は、これら企業の資産増加に、また一部の僅少の額は、沖縄の福祉費に支出されている。

(6) 琉球経済援助費として、予算に計上さ

れているものを指し、1960年7月プライス法制定後は、同法に基づいて計上されている。

(7) PL 480(余剰農産物処理)計画及びMSAによる移住補助計画により支出されたもの。米側資料に対沖縄援助として記述されているが、軍用地として土地を接收された者に対する再居住計画等、米国の軍事目的に専ら支出されたものと認められるものは、この欄の数字から除いた。

(8) 既に成立した600万ドルの予算に、現在議会で審議中で未成立の600万ドルの追加予算を加えた額である。

注Ⅱ 1960年7月に制定されたプライス法は援助の限度額を600万ドルとしていたが、本年3月米議会に提出されたプライス修正法案は援助額の枠を600万ドルから2500万ドルに引き上げんとするものである。

(大臣、ラスター会談要領)

一(1) 沖縄問題

37.9.14  
亜 北

本年3月米国政府は大統領声明において、沖縄住民の安寧福祉の向上、及び経済開発のため従来以上の努力を払うべき旨を明らかにした。これは昨年6月のケネディ・池田会談の結果、米国政府が執つた好意的措置として、日本政府の多とするところである。わが方としても米側と協力してこの目的実現のために一層の努力を進めたいと考えている。

よつて、本年夏わが方は米側の同意を得て、沖縄に数次に亘る調査団を派遣し、その調査結果を基として去る9月13日、ライシャワー大使との会談において、本大臣より沖縄援助に関するわが方の方針についての総括的見解を述べた。同時に米側より同援助に関する具体的提案を受け、これを検討した上で、日本側の具体的

施策及び金額に関する提案を提示して協議したい旨申し入れておいたが、わが方の予算編成の都合もあり、上記米側提案を早急に提示されるよう御配慮ありたい。

また、沖縄立法院の11月の総選挙も近づいている折柄、住民側の要望、たとえば現地における日米琉懇話会の設置、住民の自治権拡大等についての何等かの進展を見るならば、現在の沖縄に関する日米協力関係を維持する上に必要な現地の体制の強化に役立つこととなるのであろうと考えられるので、これらの点も考慮願いたい。

また、米議会においてはプライス法案の沖縄援助限度について削減が行なわれたが、米政府としてはこのことについて今後いかに対処される意向か、承知したい。

(大臣、ラス会談資料)

1-(2) 小笠原問題

37.9.1  
北　亞

(1) 旧島民に対する補償問題

昭和19年本土に引揚げた小笠原旧島民(同年3月末現在小笠原には2711名の住民がいたが、上記の引揚後も残りし、終戦後に米軍により送還された者も含む。)は、昭和21年10月米軍により帰島を許された欧米系を祖先とする135名のこともあり、爾来熱心に帰島を希望してきたが、日米両国政府間の屢次の折衝にも拘わらず、米側は安全上の理由より容易にこれを許可しそうもない状況であつた。よつて政府は、帰島問題と切離し、差当り帰島できないことに起因する旧島民の諸損害を救済する問題の解決を急ぐこととして、昭和33年以降、具体的に米国政府と折衝を行なつた。その結果、平和条約第3条に基づき米国がとった措置から生じたとこ

- 1 -

ろの講和発効日以降、将来その措置が終止するまでの期間に対する小笠原島関係者の米国に対する請求権の完全な解決として、米国政府は日本政府に対し、600万ドルの見舞金を支払う旨の取極めが昨昭和36年6月8日成立した。同日支払われた600万ドルは、直ちに外務省より総理府特別地域連絡局に移され、爾來同局において関係官庁と協議して、その具体的配分案を検討していたが、すでに<sup>3.本年11月1日</sup>その原案もほぼまとめられており、遅くとも年内には旧島民への支払いを完了する見込みである。

(2) 墓参問題

本件墓参の対米申入れに関し、米側より「この種旅行は認めない旨の了解が両国政府間ににおいて成立している」旨の声明に関し(昭和36年11月8日宇山、サタリン書記官との会談)上記米側回答は米国管理下の太平洋諸島の日本人戦没者の墓石からびに遺骨収集送

- 2 -

還に関する交渉経緯を指摘したものと考える。本件に関しては、戦後処理問題の一つとして総司令部当時よりその慰靈及び遺骨送還を実施すべく屢々米側と折衝を行なつていたところ、米側より 1952 年 10 月 6 日付在京米大使館口上書をもつて、太平洋 9 島（アンガウル島、ペリリュー島を含む）、グワム島、硫黄島、南鳥島、沖縄島、サイパン島、テニヤン島、ウェーキ島及びアラスカのフォート・リチャードソン（各島嶼に○回限りの歴訪を承認する旨を通報越した。

上記に対しわが方より 1962 年 10 月 20 日付外務省口上書（亜 5 号第 885）をもつて、在京米大使館に対し、わが方より米側の本件措置に謝意を表明するとともに今般の遺骨の内地送還ならびに慰靈行事にもれた地域については将来事情が許すに至つた際、更に米国政府の好意的配慮を要請する旨回答した経緯がある。わが方としては本件墓参は米側

の主張する上記遺骨収集団の派遣に関する了解事項とは別個の問題であると考えている。

（なお、上記の遺骨収集団派遣については昭和 28 年 1 月 フォート・リチャードソンを除く上記各島嶼を歴訪、硫黄島には 1 月 21 日 / 日間入城して簡素な法要を行なつた。）